

国内希少野生動植物種の指定及び保全に係る 現状について

令和6年3月
環境省自然環境局野生生物課

自然環境保全制度の概要



- 野生生物の保護管理や自然環境の保全に係る種々の法制度があり、絶滅危惧種の保全という観点でも、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」（平成26年、環境省）において、「対象種の特性や減少要因等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用することが重要」としている。

【基本法】

- **生物多様性基本法**（平成20年法律第58号）

⇒生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

【重要地域保全】

- **自然公園法**（昭和32年法律第161号）
- **自然環境保全法**（昭和47年法律第85号）
- **自然再生推進法**（平成14年法律第148号）

⇒優れた自然の風景地の保護と利用
⇒原生自然や優れた自然環境を有する地域の保全、基礎調査の実施
⇒過去に損なわれた生態系その他の自然環境の再生

【人と自然のふれあい・地域活性化】

- **エコツーリズム推進法**（平成19年法律第105号）
- **地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律**（平成26年法律第85号）
- **地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**（平成22年法律第72号）

⇒エコツーリズムに係る施策の総合的かつ効果的な推進
⇒民間資金を活用した自然環境の保全と持続可能な利用の推進
⇒地域における多様な主体の連携による生物多様性保全活動の促進

【野生生物保護管理】

- **絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律**（平成4年法律第75号）
- **特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**（平成16年法律第78号）
- **遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）**（平成15年法律第97号）
- **鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律**（平成14年法律第88号）

⇒野生動植物種の絶滅の防止・保護増殖
⇒外来生物による生態系等への被害の防止
⇒遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止
⇒鳥獣の保護及び管理、適正な狩猟秩序の維持

【動物愛護管理法制】

- **動物の愛護及び管理に関する法律**（昭和48年法律第105号） ⇒動物の虐待の防止、適正な飼育管理

絶滅危惧種の選定状況

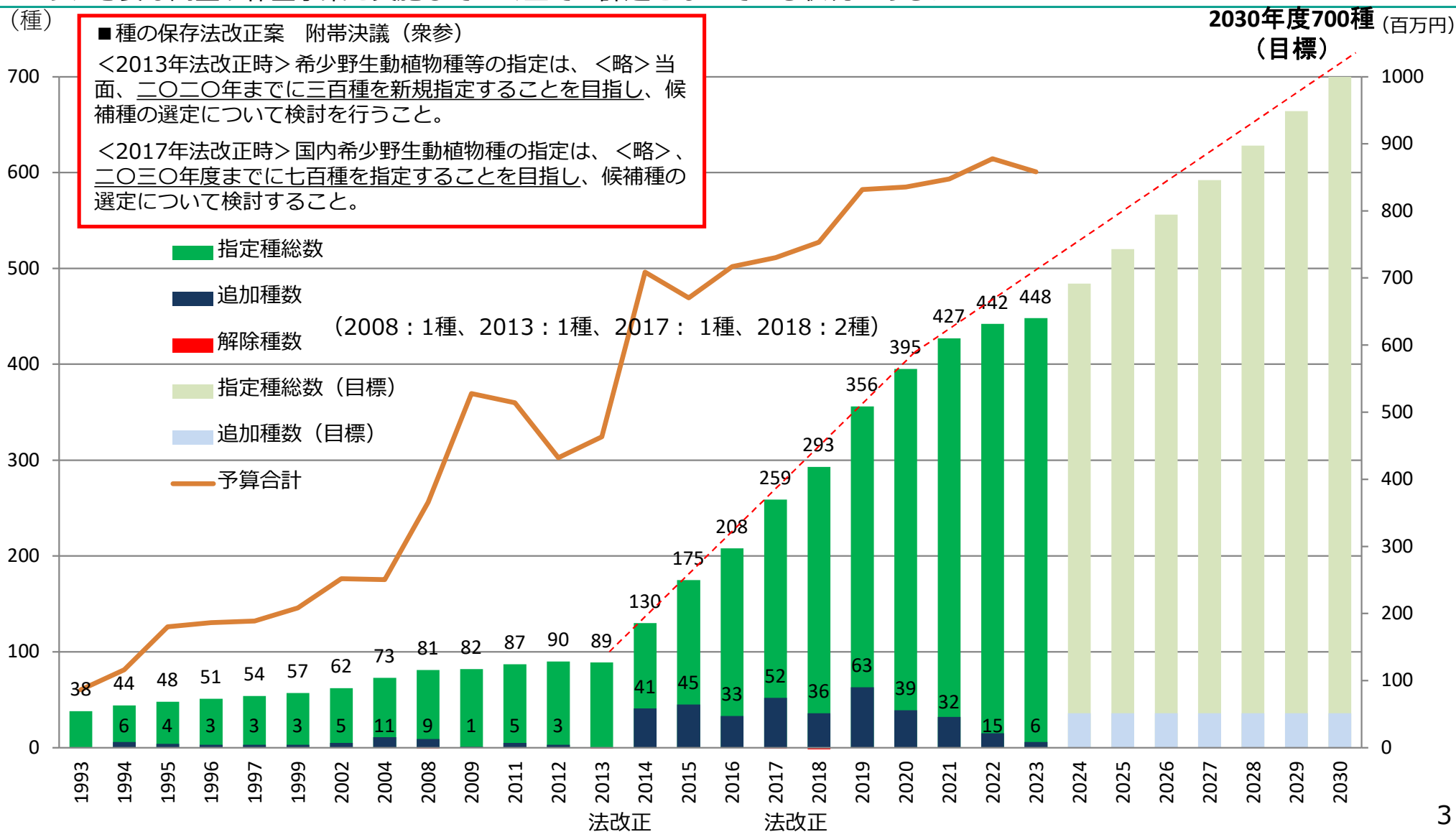


- 環境省レッドリストは平成24年度公表の第4次レッドリストをもとに一部改訂したレッドリスト2020（令和元年度公表）、平成28年度に公表した海洋生物レッドリストが最新版。これらにおいて計3,772種を絶滅危惧種として選定。
- 現在、第5次環境省レッドリストについて、令和6年度以降の順次公表を目指して評価作業中。この中では可能な限り定量評価によることとしている。

	分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種数
陸域	哺乳類	160	34	21.3%	7
	鳥類	約700	98	14.0%	15
	爬虫類	100	37	37.0%	0
	両生類	91	47	51.6%	0
	汽水・淡水魚類	約400	169	42.3%	4
	昆虫類	約32,000	367	1.1%	4
	貝類	約3,200	629	19.7%	19
	その他無脊椎動物	約5,300	65	1.2%	1
	維管束植物	約7,000	1,790	25.6%	39
	蘚苔類	約1,800	240	13.3%	0
	藻類	約3,000	116	3.9%	5
	地衣類	約1,600	63	3.9%	4
	菌類	約3,000	61	2.0%	26
海域	魚類	約3,900	16	0.4%	0
	サンゴ類	約690	6	0.9%	1
	甲殻類	約3,000	30	1.0%	0
	軟体動物（頭足類）	約230	0	0%	0
	その他無脊椎動物	約2,300	4	0.2%	0

国内希少野生動植物種の指定状況

- 直近の2回の法改正の国会附帯決議において、2020年までに300種追加指定（2013年と比較して）、2030年までに合計700種の指定が求められた。
- 2020年の目標については2014年～2020年に309種を指定し達成。引き続き、指定効果を踏まえて適切な指定を進めることとしている。
- 他方で、希少種関連予算については過去の制度改正や指定種数の増加に比例して一定の増加があったが、近年は横ばいであり、必要な調査や保全事業を実施していく上での課題となっている状況にある。



国内希少野生動植物種の指定状況

- レッドリストにおける「絶滅危惧種」に対する国内希少野生動植物種への指定率は、分類群によってばらつきがある。
- 特に、淡水魚類については危機的な状況にある一方で、生息環境が河川や農業用水路であるなど産業や防災との調整が必要な環境であることや、一部の種については繁殖させた個体が観賞魚として流通している場合があることなどを背景に、指定が進んでいない状況等も踏まえ、令和3年度から今後の指定のあり方について有識者による検討会を開催。特定第一種国内希少野生動植物の適用も視野に課題の整理などを実施している。

分類群ごとの絶滅危惧種における国内希少野生動植物種への指定状況

	指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34
鳥類	45.9	45	98
爬虫類	29.7	11	37
両生類	83.0	39	47
汽水・淡水魚類	5.9	10	169
昆虫類	14.4	53	367
貝類	7.9	50	629
その他無脊椎動物	10.8	7	65

	指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
維管束植物	11.5	205	1,790
蘚苔類	0.0	0	240
藻類	0.0	0	116
地衣類	0.0	0	63
菌類	0.0	0	61

※注) レッドリスト2020公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

国内希少野生動植物種の各指定区分ごとの指定状況

	指定	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定状況
国内希少野生動植物種		原則禁止	原則禁止	原則禁止	原則禁止	イリオモテヤマネコ等、計448種
	特定第一種	原則禁止	— 事業届出が必要	— 事業届出が必要	—	レブンアツモリソウ等、計64種 (植物のみを指定)
	特定第二種	販売・頒布の目的で行うものは禁止			原則禁止	タガメ、サンショウウオ類等、計37種 (両生類、魚類、昆虫類、二枚貝類、甲殻類を指定)

特定第二種国内希少野生動植物種の指定等

- 前回改正で創設された特定第二種国内希少野生動植物種については、令和元年度にタガメ、カワバタモロコ、トウキョウサンショウウオを先行して指定。
- その後、令和3年度から本格指定を開始。インターネット等での高額又は大量の販売が見られた小型サンショウウオ類や水生昆虫、二枚貝類などについて合計37種を指定（両生類25種、魚類1種、昆虫類8種、二枚貝類2種、甲殻類1種）。
- 特定第二種国内希少野生動植物種については、令和5年度には保全活動の事例紹介や情報交換、ネットワークづくりを目的とした活動団体等による情報交換会を開催。
- タガメ、カワバタモロコ、止水性サンショウウオ類については、これから保全活動に取り組もうとしている主体などを対象に、保全の方法や留意事項をとりまとめた手引きを作成。

特定第二種指定により見込まれる効果や種の例

（令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料より）

■ 指定により期待される効果

捕獲・飼育などを伴う保全活動や環境教育等の活動を妨げずに、販売等を目的とした大量捕獲等のみを規制しながら保全を促進することができる。

（例）先行的に指定された3種の効果（ヒアリング等による）

- ・ 指定後の大量捕獲等は確認されていない
- ・ 保全の現場において違法捕獲を発見した場合の抑止力になりうる
- ・ 指定種であることにより保全の理解を得やすくなった
- ・ 生物多様性保全推進交付金の交付を受けたことにより、保全活動や生息状況調査等を進展させることができた
- ・ 採集者対策のために情報を公開できなかったが、規制されたことで地域と連携した保全を考えられるようになった

■ 特定第二種への指定が効果的と考えられる種の例

- ・ 地域での保全活動によって生息地保全が見込まれる種
- ・ 流通目的の捕獲等が減少要因の一つと考えられ、流通目的の捕獲等を規制することで種の保全が見込める種
- ・ 国内希少野生動植物種の規制内容では厳しすぎる種（種の存続に管理行為が必要な種等）

■ 課題

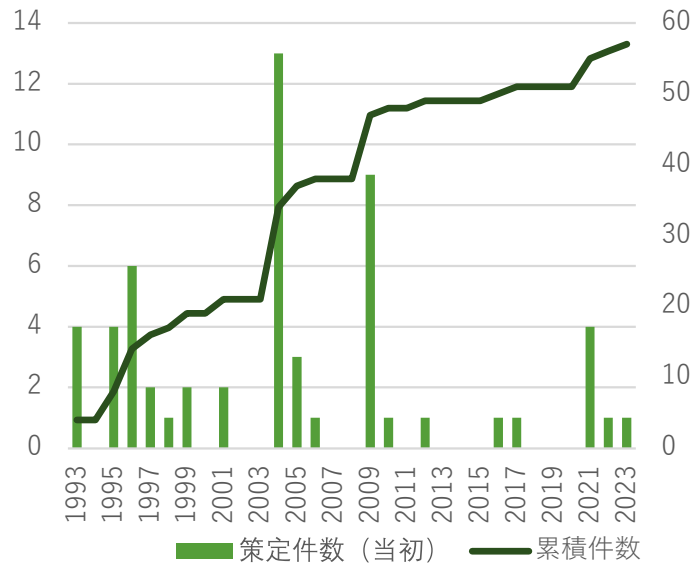
- ・ 普及啓発、保全活動の継続に向けた支援や仕組みづくり
- ・ 保全の手引きの作成や保全関係者間での情報共有



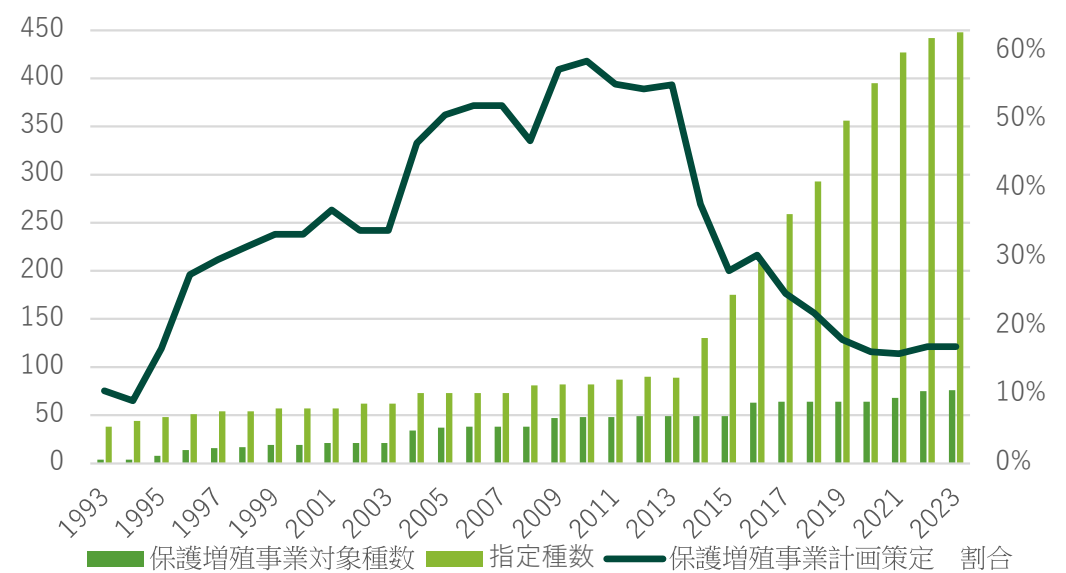
保護増殖事業の状況について

- 76種を対象に57の保護増殖事業計画を策定。国内希少野生動植物種の指定種数に対して、必ずしも保護増殖事業計画の策定数は増えていない。
- トキやライチョウなど生息数の改善など一定の成果がみられる種類もある一方で、目標を達成して事業を完了した事例はない。「生物多様性国家戦略2023-2030」にも生息・生育状況を改善し事業を完了していく方針を位置づけており、令和5年度には完了の定義や、完了に当たっての考え方について整理・検討を開始。
- 保護増殖事業の確認・認定は、現在42件であり、平成28年の前回施行状況評価の時点（29件）より増加している。主な申請団体は地方公共団体（42件中33件）であり、動植物園等における域外保全が主な事業内容となっている。

保護増殖事業計画（当初）の策定件数の推移



国内希少種に占める保護増殖事業計画策定割合の推移



保護増殖事業計画策定種（76種）

※赤字：平成25年の前々回改正以降で新規に策定された種、下線：確認・認定を受けている実績がある種

- <哺乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコ、アマミノクロウサギ、オガサワラオオコウモリ
- <鳥類> アホウドリ、トキ、タンチョウ、シマフクロウ、イヌワシ、ノグチゲラ、オオトラツグミ、アマミヤマシギ、ウミガラス、エトピリカ、ヤンバルクイナ、オジロワシ、オオワシ、アカガシラカラスバト、ライチョウ、オガサワラカワラヒワ
- <爬虫類> ミヤコカナヘビ
- <両生類> アベサンショウウオ
- <魚類> ミヤコタナゴ、イタセンパラ、スイゲンゼニタナゴ、アユモドキ、ハカタスジシマドジョウ
- <昆虫類> ベッコウトンボ、ゴイシツバメシジミ、ヤンバルテナゴコガネ、ヤシヤゲンゴロウ、オガサワラハンミョウ、オガサワラシジミ、オガサワラトンボ、オガサワラアオイトトンボ、ハナダカトンボ、ツシマウラボシシジミ、フサヒゲルリカミキリ、ウスイロヒョウモンモドキ、タカネヒカゲハケ
- 岳亜種
- <貝類> 小笠原陸産貝類20種
- <植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウ、ハナシノブ、チョウセンキバナアツモリソウ、ムニンツツジ、ムニンノボタン、アサヒエビネ、ホシツルラン、シマホザキラン、タイヨウフウトウカズラ、コバトベラ、ウラジロコムラサキ、ヒメタニワタリ、コヘラナレン、シマカコソウ、ウチダシクロキ

動植物園等との連携について

- 認定希少種保全動植物園等制度は動植物園等が有する種の保存法に係る公的な機能の明確化や機能の発揮のために制定。個体入手の適法性、一種以上の国内希少種の繁殖や域内保全への寄与などを審査して認定。認定園館は現在15件。
- 日本動物園水族館協会や日本植物園協会とは生物多様性保全に係る協定を締結。これに基づき、ツシマヤマネコ、ライチョウ、アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ、スジシマドリジョウ類の種を対象にした域外保全や、絶滅危惧種の植物の種子保存等に取り組んでいる。
- 昆虫施設とは協定は締結していないが、全国昆虫施設連絡協議会と連携し、意見交換会やフサヒゲルリカミキリ等の生息域外保全に係る連携事業（飼育繁殖の実施・手法の確立など）を実施している。

認定希少種保全動植物園等一覧（令和6年2月末現在）

名称	取り扱われる希少野生動植物種	認定年月
富山市ファミリーパーク	ライチョウ、ツシマヤマネコ等 国内種 5種 国際種 13種	2018年9月
世界淡水魚園水族館（アクア・トトギス）	イタセンパラ、アユモドキ等 国内種 3種 国際種 6種	2018年9月
札幌市円山動物園	イヌワシ、ミヤコカナヘビ等 国内種 6種 国際種 34種	2019年2月
京都市動物園	ツシマヤマネコ、ハヤブサ等 国内種 3種 国際種 21種	2019年3月
豊橋総合動植物公園（動物園）	コウノトリ、タンチョウ等 国内種 5種 国際種 21種	2019年3月
大阪公立大学附属植物園	アラゲタデ、ダイトウサクラタデ等 国内種 5種 国際種 1種	2019年12月
東京都葛西臨海水族園	コウノトリ、カタマイマイ等 国内種 7種 国際種 1種	2021年1月
東京都井の頭自然文化園	アマミトゲネズミ、ツシマヤマネコ等 国内種13種 国際種 4種	2021年3月
仙台市八木山動物公園	イヌワシ、ハヤブサ等 国内種 5種 国際種 22種	2021年10月
宮崎市フェニックス自然動物園	アマミトゲネズミ、ハヤブサ等 国内種 2種 国際種 11種	2022年2月
沖縄美ら海水族館	クロイワトカゲモドキ、イボイモリ等 国内種 6種 国際種 5種	2022年4月
東京都恩賜上野動物園	アカガシラカラスバト等 国内種 12種 国際種 42種	2022年8月
鴨川シーワールド	ミヤコタナゴ等 国内種 3種 国際種 4種	2022年10月
神戸どうぶつ王国	アマミトゲネズミ、ミヤコカナヘビ等 国内種 2種 国際種 17種	2022年12月
横浜市立金沢動物園	タンチョウ、アマミトゲネズミ等 国内種 4種 国際種 7種	2023年2月

